

相談は全て無料です。「要予約」のものは事前の申し込みが必要です。
一部ウェブサイトから予約できる相談もあります。詳しくは市ウェブサイト
(都市魅力課のページ) をご覧ください (右図からもアクセスできます)。



今月の相談

相談名	とき	ところ	予約・その他	
法律相談	毎週水曜日(祝日は除く)、 午後1時～4時	市役所2階市民相談室	要予約(内線184)、定員6人 ※同年度内で2回利用可(同一案件の相談は不可)。 ※ウェブ予約も可。	
	第1・3水曜日(祝日は除く)、 午後1時～4時	金剛連絡所2階		
とんぼる TONPAL 女性のための 法律相談	25(火)、午後1時～4時	男女共同参画センターウィズ (TONPAL 2階)	要予約【☎(23)0030】、女性弁護士による相談、定員3人 ※同年度内で2回利用可(同一案件での2回利用は除く)	
暮らし 市民相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時30分	市役所2階7番窓口	電話相談も可(内線182、184)	
	毎週水曜日(祝日は除く)、 午後1時～4時	金剛連絡所1階	事前予約、電話相談も可【☎(29)1401】	
行政相談	20(木)、午後1時～4時	市役所2階市民相談室	国への要望や苦情などを行政相談委員に相談 要予約、電話相談も可(内線182)	
司法書士相談	18(火)、午後1時～4時	市役所2階市民相談室	要予約(内線182)、定員6人 ※同年度内で1回利用可。	
日本政策金融公庫相談	12(水)、午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約【☎(25)1101】	
消費生活相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～正午、午後1時～4時	市消費生活センター (市役所2階市民相談室横)	電話相談も可(内線186)、専門相談員による相談、 消費者ホットライン【☎(局番なし)188】	
人権	人権なんでも相談	28(金)、午後1時～4時	すばるホール4階秀月の間	人権擁護委員による相談、電話相談も可(内線474)
	人権相談・生活相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時	とんぼる TONPAL 1階	事前予約、電話相談も可【☎(24)3700】、市人権協議会相談 員による相談 ※土・日曜日(年末年始は除く)は職員が対応し、 相談内容や連絡先をお聞きして、相談員に引き継ぎます。
	外国人市民相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前10時～午後4時	とんぼる TONPAL 2階	多言語で相談可【☎(55)2018】、とんだばやし国際交流協会 相談員による相談 ※土・日曜日(年末年始は除く)は職員が対 応し、相談内容や連絡先をお聞きして、相談員に引き継ぎます。
	女性の悩み相談	①4(火)、3/4(水)、午前9時30分～午後0時 30分、1時30分～3時30分、②2/13(木)、午 前10時30分～午後0時30分、1時30分～3 時30分、③15(土)、午前9時30分～11時30分	男女共同参画センターウィズ (TONPAL 2階)	電話相談も可、要予約【☎(23)0030】、女性カウンセラーに よる相談、定員は①は各5人、②は4人、③は2人
	にじいろホットライン	第1・2・3土曜日、午前10時～午後3時	—	電話相談のみ【☎(20)0285】、LGBTQに関する相談
子育て	保育士による育児相談	第2・4金曜日(祝日は除く)、 午後1時～3時	レインボーホール (市民会館)2階	要予約【☎(26)1233】、定員3組
	ひとり親家庭相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時15分	市役所4階子ども政策課	要予約、電話相談も可(内線204)
	児童家庭相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時30分	市役所4階子育て応援課	電話相談も可(内線206～209)
	発達相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時15分	市役所4階子育て応援課	要予約、電話相談も可(内線209)
	子育て相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時	児童館	電話相談も可【☎(25)0666】
健康・福祉	健康相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約【☎(28)5520】 健診結果の見方や生活習慣病、栄養、禁煙などについての相談
	福祉なんでも相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時30分	総合福祉会館、市役所4階 23番窓口、金剛連絡所2階	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)による福祉に関する あらゆる相談
	自立支援相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時30分	市役所4階23番窓口、金 剛連絡所2階	電話相談も可(内線274)
	こころの電話相談	毎週水曜日(祝日は除く)、 午前10時～午後3時30分	—	電話相談のみ【☎(25)8264】
仕事	商工相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談【☎(25)1101】
	農業相談	5(火)、3/5(水)、午後1時～3時	すばるホール4階農業委員会	事前予約も可(内線431)
	就労支援相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時	市就労支援センター (TONPAL 1階)	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】
	お出かけ就労支援相談	25(火)、午後1時30分～4時	金剛連絡所2階相談室	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】
	労働相談	13(木)、午後2時～5時	市役所2階市民相談室	当日電話相談も可(内線199)、社会保険労務士による相談 ※予約優先(相談日の1週間前までの予約により通訳付きの労 働相談も可)。 ※ウェブ予約も可。問い合わせ(内線481)
	若者の就労・自立相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前10時～午後5時	南河内地域若者サポートス テーション	要予約、南河内地域若者サポートステーション(常盤町3の17 の501)【☎(26)9441】
その他	若者お悩み相談	祝日を除く毎日、午後5時30分～9時	トピック	ロビースタッフによる相談
	ひきこもり相談	27(木)、午後1時～2時30分、2時30分～4時	トピック	要予約【☎(26)8056】、定員各1人
	進路相談(奨学金)	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時30分	市役所4階教育指導室	当日電話相談も可(内線363、364)
	チャイルドライン	毎日、午後4時～9時	チャイルドライン支援セン ター	18歳までの子どもの声を聴き、その気持ちに寄り添います 【☎0120(99)7777】 ※チャットでの相談もあり。
市民公益活動相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後9時	市民公益活動支援センター	要予約【☎(26)7887】 ※事前予約により土・日曜日、祝日の相談も可。	

とんぼる
TONPAL = 多文化共生・人権プラザ(若松町一丁目7の1)

①=とき、場=ところ、内=内容、対=対象者、定=定員、費=費用、持=持ち物、申=申し込み、問=問い合わせ



講座・催し

ひきこもり家族交流会

①2月19日(水)、午後1時～3時
 場^{トピックス} Topic 3階スタディールーム1
 対ひきこもり当事者を家族に持つ人
 定20人(当日直接会場へ)
 費無料
 問生涯学習課 ☎(26)8056

おれんじパートナー 交流会



認知症ケアの情報交換や介護経験者の話から、解決のヒントを見つけませんか。
 ①2月26日(水)、午後1時30分～3時
 場かがりの郷講座室1
 定18人(当日直接会場へ) 費100円
 問井尻さん(おれんじパートナー事務局) ☎090(3996)0071

純喫茶おれんじ

認知症当事者とともにオープンした喫茶です。売り上げは若年性認知症当事者の活動支援に使います。
 ①3月2日(日)、4月6日(日)、午後0時30分～3時
 場かがりの郷
 定各15人程度(当日直接会場へ)
 費メニュー全品100円
 問井尻さん(おれんじパートナー事務局) ☎090(3996)0071



募集

在宅配食サービス ボランティア募集

●配食ボランティア
 業務内容 自宅やキーステーションから近くの利用者宅に配達
 勤務期間 毎週月・水・金曜日(祝日は除く)、午前10時～11時30分
 ●運転ボランティア
 業務内容 車を運転して、総合福祉

会館から利用者宅に配達
 ※75歳以下の人のみ。
 勤務期間 毎週月～金曜日(祝日は除く)、午前9時30分～正午
 ※いずれも週1回から、活動に参加できます。
 ※詳しくはお問い合わせください。
 問市社会福祉協議会 ☎(25)8200

自衛官などの募集



●予備自衛官補(一般・技能)
 予備自衛官補とは、必要な教育訓練を受け終了後に予備自衛官となる制度です。
 応募資格 一般=日本国籍を有する18歳以上52歳未満の人、技能=日本国籍を有する18歳以上で国家免許資格などを有する人(資格により53歳未満～55歳未満の人)
 受付期間 4月8日(火)まで
 試験期日 4月6日(日)～20日(日)の指定する1日

●自衛官候補生
 応募資格 日本国籍を有し、採用予定月の1日時点で、18歳以上33歳未満の人
 受付期間 年間を通じて受け付け
 ※試験日など詳しくは、お問い合わせください。
 問自衛隊富田林地域事務所 ☎(24)3799・FAX(24)3999



相談

行政書士無料相談

①2月27日(水)、午後1時30分～4時30分
 場レインボーホール(市民会館)
 対相続・遺言、成年後見制度、内容証明、離婚、不動産の賃貸借・売買契約などに関する相談
 問2月6日(水)～、濱田さん(大阪府行政書士会南大阪支部) ☎(50)1110(日曜日を除く午前10時～午後6時)へ(申し込み先着順)

不動産に関する無料相談

住宅の購入や賃貸マンションの契約など不動産を安全に取引するための事前相談を実施します。
 ①3月6日(水)、午後1時～4時
 場市役所
 定6人(1人につき30分)
 申2月6日(水)～3月5日(水)(土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後4時)に、大阪府宅地建物取引業協会南大阪支部 ☎072(958)3005へ(申し込み先着順)

特設無料法律相談

①3月8日(土)、午後1時～4時
 場市役所
 対相続、離婚、不動産問題、労働問題など法律問題のトラブル
 対市内在住で、同一年度内に2回、26ページ「今月の相談」の法律相談を受けていない人 ※同じ案件での2回利用はできません。
 定6人(1人につき30分)
 申2月6日(水)～、都市魅力課(内線182)へ(申し込み先着順)

福祉なんでも相談会【2月】

とき	ところ
4日(火) 午後3時～4時	向陽台小学校※1
5日(水) 午後2時30分～3時30分	川西小学校 パソコン室
7日(金) 午後3時～4時	喜志西小学校※1
12日(水) 午前11時～正午	寺池台小学校※1
20日(水) 午後1時30分～2時30分	かがりの郷2階

※いずれも当日直接会場へ。
 (※1) 小学校はMINAYORUで開催します。

※電話やLINEでの相談もできます。
 LINE相談窓口は右図をご覧ください。
 困りごとがある人や地域の事を相談したい人など
 問市社会福祉協議会 ☎(25)8200





介護保険

介護保険の給付制限をご存じですか

介護保険料は、安心して介護サービスを利用するための大切な財源です。保険料を滞納すると、介護サービスを利用するときに、滞納期間に応じた次のような保険給付の制限を受ける場合があります。

●1年以上遅れた場合

介護サービスを利用するときに、通常は費用の1割（一定以上の所得がある場合は2割・3割）を自己負担するところ、一旦全額を支払うこととなります。

●1年6カ月以上遅れた場合

保険給付の支給が一時差し止められます。

●2年以上遅れた場合

保険料未納の期間に応じた、介護サービスなどを利用したときに支払う利用料の自己負担割合が増額されます。また、高額介護サービス費などが支給されなくなります。

保険料の納付は、納め忘れのないようにお願いします。

☎高齢介護課(内線175、176)



講座・催し

いっぴくシステムの協力会員とは～地域で活動しよう～

住民同士の支え合いの気持ちによって活動する住民参加型の軽度生活支援システムに興味のある人はぜひご参加ください。

㊦ 2月21日(金)、午後1時30分～2時20分

㊧ かがりの郷 ㊨ 15人 ㊫ 無料

㊩ 2月6日(木)～20日(木)に、電話で、市社会福祉協議会【☎(26)8201】へ(申し込み先着順)

ほっこり公開講座

精神障がい者とその家族が向き合っている精神疾患について、市民向けに公開講座を開催します。

㊦ 2月22日(土)、午後1時30分～4時30分

㊧ すばるホール

㊨ 真木 修一さん(結のぞみ病院院長)による講演「精神科におけるリハビリ」、野々村 光子さん(東近江圏域働き・暮らし応援センター)による講演「10年後の彼をみつめた応援」

㊩ 200人 ㊫ 無料

※申し込み方法など詳しくはお問い合わせください。



㊮ (特活)富田林ほっこり会【☎090(2035)6189・✉info@hokkorika.i.org】

脳トレ・ロコトレ

頭と身体をリフレッシュ。足腰のトレーニングも行います。

㊦ 2月10日(月)、3月10日(月)、午前10時～11時30分

㊧ 市民総合体育館

㊨ 18歳以上の人

㊩ 各15人 ㊫ 800円

㊬ 動きやすい服装、上靴、飲み物

㊩ 2月6日(木)、午前10時～、電話で、市民総合体育館へ(申し込み先着順)



※右図からも申し込み可。

物忘れ予防教室

㊦ 3月7日～28日の毎週金曜日、午前9時45分～11時45分(全4回)

㊧ けあばる

㊨ 市内在住で65歳以上の人

㊩ 20人

㊫ 無料

㊩ 2月25日(火)までに、ウエルネスけあばるへ(申し込み多数の場合抽選、電話申し込み可)

※初めて参加する人を優先します。

ワンポイント！介護講習会

㊦ ① 2月23日(祝)、午前10時～11時、② 3月22日(土)、午後1時30分～3時、③ 3月28日(金)、午後1時30分～3時30分

㊧ ① 地域密着型介護老人福祉施設 さえずり(五軒家一丁目25の10)、② 特別養護老人ホームオレンジ荘(龍泉877の78)、③ ケアハウス春の家(佐備2497の5)

㊨ ① 知っておきたい福祉用具活用、② すぐに役立つ口腔ケアと認知症対応、③ 電動カート・電動車イスの事故予防

㊩ ①②各20人、③10人

㊫ 無料 ㊬ 飲み物

㊩ ①は2月6日(木)～、メールで、地域密着型介護老人福祉施設 さえずり【☎072(365)7500・✉okamoto@tenjukai.or.jp】へ、②は2月15日(土)～、電話で、特別養護老人ホームオレンジ荘【☎(33)0911】へ、③は2月6日(木)～、メールで、ケアハウス春の家【☎(33)2940・✉furukawa@harunoie.net】へ。(いずれも電話申し込み可、申し込み先着順)

㊮ 高齢介護課(内線196)

エンディングノートが大活躍！認知症に備える使い方

認知症についての知識や備え方、自分の想いを残せる「エンディングノート」の活用方法を知りましょう。

㊦ 3月4日(火)、午後1時30分～3時30分

㊧ 総合福祉会館

㊨ 市内在住で60歳以上の人、ひとり親家庭の親および子または障がい者手帳を有する人

㊩ 20人

㊫ 無料

㊩ 2月6日(木)、午前10時～、電話で、総合福祉会館へ(申し込み先着順)

※参加者に同ノートを渡します。



税

富田林税務署の確定申告書作成会場は「すばるホール」です



開設期間 2月17日(月)～3月17日(月)
(土・日曜日、祝日は除く)、午前8時30分～午後4時

※3月2日(日)は実施します。

場すばるホール3階(桜ヶ丘町2の8)

※会場への入場には「入場整理券」(当日)が必要です。

※「入場整理券」は、会場で当日配布しますが、右上図から事前予約もできます。

●スマホ申告「e-Tax」のご利用を

自宅から確定申告書を作成・送信ができます。

詳しくは国税庁ホームページ(確定申告書等作成コーナーのページ)をご覧ください。
富田林税務署 ☎(24)3281



市・府民税申告書の提出は3月17日(月)まで



市・府民税申告は、令和7年1月1日現在、本市にお住まいの人が対象です。期間内に申告してください。

ただし、以下に該当する人は手続き不要です。

市・府民税の申告が不要な人

- ①所得税の確定申告をする人
- ②給与所得のみの人(給与支払者から市へ給与支払報告書が提出されない場合は申告が必要です)。
- ③公的年金に係る所得のみの人

※上記②③に該当する人でも、医療費控除、寄附金控除、その他源泉徴収票に記載のない控除を受けようとする場合は申告が必要です。

所得税は税務署へ申告・相談を

所得税の納付・還付に関する申告(確定申告)の受付は、富田林税務署☎(24)3281へ申告・相談してください。

郵送での申告にご協力を

市・府民税申告書は、インターネット上で作成ができるようになりました。作成した申告書は印刷し、必要書類を添付のうえ、郵送で提出してください。※郵送の場合は、2月16日(日)以前でも申告できます。

市・府民税申告相談を実施

●市役所地下902会議室

①2月17日(月)～3月17日(月)(土・日曜日、祝日は除く)、午前9時～午後4時(午後4時～5時30分は、課税課(1階13番窓口)で実施)
※ただし、3月2日(日)は実施します。

●金剛連絡所2階ホール

②2月5日(水)～12日(水)(土・日曜日、祝日は除く)、午前10時～午後4時
関課税課(内線111、112)

「償却資産(固定資産税)の申告」はお済みですか



償却資産とは、会社や個人事業主が事業に用いるために所有している構築物や機械、装置、車両や運搬具、工具、器具、備品などのことです。

令和7年1月1日時点で、市内に償却資産を所有している人は、申告が必要です。また、休業・廃業・移転などで、全ての資産が減少した人も申告をお願いします。

申告書類は令和6年12月中に郵送していますが、手元に届いていないときや、事業開始により初めて申告する人はご連絡ください。

関課税課(内線114、115)

今年度で口座振替済通知書の送付を終了します

これまで、市税を口座振替で納付された人には、「口座振替済通知書」を送付していましたが、経費削減・省資源化などのため、今年度をもって送付を終了します。

令和7年度以降は、預貯金通帳などへの記載によりご確認をお願いします。
関収納管理課(内線121～124)



国民年金

国民年金前納割引制度

国民年金保険料の納付には、便利な口座振替をご利用ください。

口座振替では、当月分保険料を当月末に振替納付することにより、月々割引される「早割制度」や現金納付より割引額が多い「6カ月前納(4月～9月)」「1年前納(4月～翌年3月)」「2年前納(4月～翌々年3月)」があり、大変お得です。

口座振替・クレジットカード払いで「6カ月前納」「1年前納」「2年前納」をご利用の場合は、令和7年2月末までに申し込みが必要です。

また、社会保険料控除については、2年前納分の全額を納めた年に控除する方法か、各年に控除する方法のいずれかを選択できます。詳しくは、お問い合わせください。

関天王寺年金事務所 ☎06(6772)7531

確定申告には「社会保険料控除証明書」などが必要

昨年1月1日～9月30日に納付した保険料の額を証明する社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が、日本年金機構本部より昨年11月下旬に送付されています。

確定申告には、この証明書と10月1日～12月31日に納めたことを確認できる「領収書」などの添付が必要です。また、10月1日以降に初めて保険料を納付した人には、2月上旬に証明書が送付されます。

※マイナポータルより電子データで受け取ることができます。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

関ねんきん加入者ダイヤル(ナビダイヤル) ☎0570(003)004、天王寺年金事務所 ☎06(6772)7531